

答 申

【諮問件名】

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者（以下「浄化槽管理者」という。）の個人情報を浄化槽の水質検査を行う鳥取県の指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）に外部提供することの可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成 25 年 1 月 25 日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しないため、同条第 1 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供の目的は、浄化槽の適正管理及び浄化槽法に基づく検査を促進し、ひいては水質汚濁防止等の環境保全を図ることである。また、本件外部提供の対象となる個人情報は、次のとおりである。

- （ 1 ）浄化槽管理者の住所、氏名、電話番号
- （ 2 ）浄化槽の設置場所、設置等年月日、使用開始年月日、休廃止年月日
- （ 3 ）浄化槽の形式、人槽（規模）

外部提供をされる個人情報の範囲が広範囲に及ぶことから、仮に情報が漏えいするようなことがあれば、被害が大きくなる可能性も否定できない。

したがって、本件外部提供をすることの公益性と指定検査機関における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、実施機関は、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の外部提供に係る公益性

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 7 条及び第 11 条の規定により、

浄化槽管理者は浄化槽の設置又は変更後及び年1回、指定検査機関による浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検することが義務付けられている。

従来、浄化槽の設置、変更及び廃止の申請受理者は鳥取県であった。鳥取県は、法定検査の円滑かつ確実な実施を図るため、浄化槽管理者に係る個人情報情報を指定検査機関に提供し、指定検査機関から法定検査の受検案内を浄化槽管理者に対し送付させてきた。なお、それに先立ち、鳥取県は、当該個人情報情報を指定検査機関に外部提供することの可否について鳥取県個人情報保護審査会に諮り、妥当とする答申を受けている。

平成24年4月にこの浄化槽設置等申請手続き業務が鳥取県から米子市に移管されて以降、実施機関では浄化槽の設置、変更及び廃止を申請する浄化槽管理者に指定検査機関への個人情報の外部提供に係る同意書の提出を求め、同意の得られた者の個人情報のみを指定検査機関に提供してきた。しかしながら、浄化槽の設置、変更及び廃止の申請に前述の同意書の添付が義務付けられていないことから、同意書の提出については、あくまで浄化槽管理者に対して依頼することしかできず、同意書を提出するのは対象者の半数程度にとどまっているというのが実態であって、法定検査の受検促進を目的とする事務の円滑な実施にはつながっていない。

米子市においても、法定検査の円滑かつ確実な実施及び受検率の向上に努めるべきところ、従来の鳥取県の場合と同様に、実施機関が指定検査機関に対し浄化槽管理者に係る個人情報情報を提供し、浄化槽の法定検査の受検案内を対象者全てに送付させることは、浄化槽の法定検査の受検率を向上させることにつながる可能性がある。それによって、実施機関が浄化槽管理者に対し適切な指導・助言を与える機会が増加すれば、浄化槽の適正管理が促進され、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながることを期待される。

以上のことから、実施機関が法定検査の受検促進に向けての事務を円滑かつ確実に実施するために、本件外部提供を行う必要性及び公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

指定検査機関は、この水質検査以外にも健康診査事業などを行っており、事業者としての個人情報の取扱件数は膨大であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第3項に規定される個人情報取扱事業者に該当するため、保護法の規制を受けることとなる。そこで、指定検査機関が独自に定めている個人情報保護の取扱いに関する基本方針、個人情報保護規程及び個人情報保護計画の内容について当審査会で確認したところ、保護法に定める個人情報取扱事業者が守るべき義務の遵守を明確にしており、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、個人情報を利用する上での原則も定められていることと認められた。

よって、指定検査機関に対し外部提供された個人情報の安全性は確保されるものと思料される。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供の実施により、指定検査機関が法定検査の対象となる全ての浄化槽管理者に対し法定検査の受検案内を送付することが可能になり、浄化槽の法定検査の事務の円滑かつ確実な実施が可能になり、その受検率の向上につながることを期待される。

さらに、浄化槽の法定検査受検率が向上することにより、

（1）浄化槽管理者に対する指導・監督の機会が増え、浄化槽の適正管理が促進されること

（2）浄化槽が適正に管理されることによって、し尿及び雑排水が適正処理され、周辺地域の水質の保全が図られること

が期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると判断する。

また、指定検査機関に提供された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件外部提供について可と認める。

6 付言

本件外部提供の実施により、法定検査の実施案内の送付を受けた浄化槽管理者が、「なぜ指定検査機関が自分の情報を持っているのか。」という不安を抱く可能性も否定できず、その不安を解消するための説明責任が行政にはあると考えられる。したがって、当審査会は、浄化槽の法定検査受検案内の送付が、実施機関から指定検査機関に個人情報の外部提供を行うことによって実施されることを、浄化槽管理者に対し事前に告知する方策を検討するよう要望する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成25年1月24日	実施機関から審査会に対して諮問
平成25年2月21日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明及び質疑応答 審議
平成25年3月22日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成25年4月16日 (本件に係る審査会第3回目)	答申案の検討
平成25年5月30日 (本件に係る審査会第4回目)	答申の決定